

## 令和5年度 第2回経営協議会議事要録

日 時：令和5年6月20日（火） 10：00～11：25

場 所：オンライン会議（Teams）

出席者：太田学長、生田委員、尾崎委員、川村委員、楠見委員、佐々木委員、杉田委員、種田委員、辻山委員、沼田委員、幅委員、久留主理事・副学長（総括理事・教育）、佐川理事・副学長（学術・企画・評価）、井上理事（総務・財務）・事務局長、鳥羽田理事（社会連携・基金運営）、菊池理事（ダイバーシティ・国際・SDGs）、原口人文社会科学部長、野崎教育学部長、岡田理学部長、乾工学部長、宮口農学部長

監事監査規則第9条第2項による出席者：人見監事、浅見監事

### 議 題：

#### 現状報告

- 1 茨城大学教育学部附属小学校いじめ重大事態に関する現状報告

#### 審議事項

- 1 令和4年度自己点検評価書（案）について
- 2 国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況等に関する報告書について
- 3 附属学校園におけるスクールソーシャルワーカーの導入について
- 4 国立大学法人茨城大学内部留保金取扱要項（案）について
- 5 令和4事業年度決算について

#### 報告事項

- 1 教員組織改革に向けた考え方（基本方針）の策定について
- 2 令和6年度施設整備費に係る概算要求について
- 3 茨城大学の最新の教育研究について

## 議 事 概 要

### I 現状報告

- 1 茨城大学教育学部附属小学校いじめ重大事態に関する現状報告  
茨城大学教育学部附属小学校いじめ重大事態に関して、学長から現状について説明があり、今後も本学の対応を報告していくこととした。

### II 審議事項（○：経営協議会委員 ●：大学事務局等）

- 1 令和4年度自己点検評価書（案）について  
太田学長から、令和4年度自己点検評価書について、資料1に基づき審議願いたい旨の提案があった。次いで、大学戦略・IR室長から説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

#### 【主な意見】

○博士後期課程の定員充足については、全国的な課題だと認識しているが、対応として無理に定員を充足させるのではなく、定員を適正規模に縮小するという方向性もあるかと思う。茨城大学ではどのように考えているのか。

●博士後期課程の充足に向けて、定員規模の縮小も一つではあるが、充足させるためのアイデアを考えていきたいと思っている。その一つとして、海外から学生を呼び込むことを考え

ており、すでに調整を進めている大学もある。東南アジア等では、博士後期課程の需要があるため、大学間協定を通じて、学生を受け入れる機会を提供していきたい。

○海外にも非常に優秀な方が多く、支援があれば入学を希望する学生は多くいると思うが、留学生に対する支援やサポートはどのように考えているのか。寄附金から学生の支援を行うことも可能か。

●授業料免除等の経済的支援の仕組みがある。また、大学基金も活用し国際交流関係の支援を計画しているが、今後も継続的に支援が出来るように、大学基金を確保し制度を運用する仕組みを確立していく必要がある。

## 2 国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況等に関する報告書について

太田学長から、国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況等に関する報告書について、資料2に基づき審議願いたい旨の提案があった。次いで、総務課長から説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

## 3 附属学校園におけるスクールソーシャルワーカーの導入について

太田学長から、附属学校園におけるスクールソーシャルワーカーの導入について、資料3に基づき審議願いたい旨の提案があった。次いで、人事労務課長から説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

## 4 国立大学法人茨城大学内部留保金取扱要項（案）について

太田学長から、内部留保金取扱要項（案）について、資料4に基づき審議願いたい旨の提案があった。次いで、財務課長から説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

## 5 令和4事業年度決算について

太田学長から、令和4事業年度決算について、資料5に基づき審議願いたい旨の提案があった。次いで、財務課長から説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

### 【主な意見】

○資産見返負債が令和3年度で廃止になったため、全額を利益剰余金に振り替えるということか。また、利益剰余金について、将来的に国庫への返還が求められるなど、何か影響が出ることはあるのか。

●国立大学法人会計基準の見直しがあり、資産見返負債が廃止となったため、会計処理上、利益剰余金という形で計上している。将来的に国へ返還する必要等は生じない。

○不動産の売却により生じた内部留保金の使途を、不動産取得や修繕に充てるというのは、国のルールとして決まっているのか。

●監査法人とも調整し、大学としてルールを整備したものであり、今回の内部留保金については、単年度で発生した資金のため、人件費等の後年度負担を伴うものではなく、継続的に資産として活用することのできる、施設整備に充てるのが適切だと考えたものである。加えて、国立大学法人会計基準の見直しにより、大学の設備貸出により利益が生じた際、内部留保金として活用できることとなったことから、共用設備マスタープラン等の方針を作成し、地域企業等に使用料をいただく形で大学設備を活用していただき、得られた収益を既存の設備更新に充てていきたいと考えている。

### Ⅲ 報告事項

- 1 教員組織改革に向けた考え方（基本方針）の策定について  
学長及び佐川理事から、教員組織改革に向けた考え方（基本方針）の策定について、資料6に基づき報告があった。
- 2 令和6年度施設整備費に係る概算要求について  
施設課長から、令和6年度施設整備費に係る概算要求について、資料7に基づき報告があった。
- 3 茨城大学の最新の教育研究について  
学長から、茨城大学の最新の教育研究について、資料8に基づき報告があった。

#### その他

- 1 全体を通じた経営協議会委員からの意見  
特になし
- 2 監事からの意見
  - ・教育学部附属小学校におけるいじめ重大事態を受け、国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況等に関する報告書においても監事意見を出した。改めて大学全体の内部統制の充実や強化に取り組んでいただきたい。
  - ・教育学部附属小学校におけるいじめ重大事態について、再発防止のための取組を十分に行うようお願いしたい。
- 3 次回経営協議会開催日  
太田学長から、次回は令和5年11月を予定しており、後日日程調整を行う旨、確認があった。